

新客観点数の加点内容について

1 加点方法について

客観的事項の客観点数に、当該資格申請者の新客観点数を単純加算する。

2 加点内容について

(1) 設定の指針

資格申請者の客観点数の25%を上限として加点する。

(2) 項目ごとの加点内容（基準日：資格審査基準日）

| 項 目 | | 加 点 内 容 | 加点の考え方 (提出書類) |
|---------|--------------|---|--|
| 工 事 成 績 | 工 事 成 績 評 点 | 基準日直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」の3業種に係る工事成績平均点に応じ、次のとおり加(減)点する 加(減)点の対象業種は「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」業種のみとする。 加(減)点 = (平均点 - 65点) × 3.5 | 県資料による (提出不要) |
| | 表彰等 | 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点) 「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。 | 自己申告 (表彰状の写し) |
| 技 術 力 | 民間資格等 | 基準日において、資格申請業種に経審に反映されない技術者資格に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点) | 自己申告 (資格証等の写し) |
| | 指名停止・入札参加停止 | 基準日直前2年間における指名停止及び入札参加停止月数 × (-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。) | 県資料による (提出不要) |
| | 新技術登録 | 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点) | 自己申告 (技術名、登録番号、開発者(申請者)が分かるWEB画面の写し) |
| 経 営 欲 | 直営能力 | 基準日直前の事業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点) 「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。 | 自己申告 (貸借対照表の写し、リースの場合はリース契約書、リース料残高を証する調書及びリース物件のパンフレット等) |
| | ISO等 認証取得 | ・ 基準日におけるISO9000又は14000シリーズの認証取得：それぞれ10点 ・ 基準日におけるアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録：10点(ISO14000との重複加点はしない) ・ 基準日における産業廃棄物減量化・適正処理実践協定又は長野県産業廃棄物3R(減量化・適正処理)実践協定の締結者：10点 | 自己申告(認証の写し、協定書の写し) |

| | | | |
|------|------|--|---|
| | 労働環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日直前4年間における新規学卒者（卒業後3年以内で、就業の有無は問わない）の社員採用：5点（採用した社員に申請日において技術者（経験、資格の有無は問わない）がいる場合、更に+10点（上限15点）） ・ 基準日における主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用：5点 ・ 基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得：15点 ・ 基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業：10点 ・ 基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績：5点（取得者に男性含む場合、更に+5点（上限10点）） ・ 申請日における「社員の子育て応援宣言！」の登録企業：3点 ・ 基準日を含む年度の前年度における建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業：5点 ・ 申請日における「個人住民税特別徴収」の実施企業又は次年度から実施する企業：10点 | 自己申告（採用した職種の確認できる書類、卒業証明書、資格証の写し、登録証写し、活動証明の写し、【個人住民税の特別徴収】平成26年度個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し又は納入領収証書（最新のもの）の写し等（補足説明参照） |
| | 合併等 | <p>基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合：50点（親族企業の合併等、営業譲渡は除く）</p> | 自己申告 （合併契約書、合併等以前の履歴事項全部証明書（閉鎖事項全部証明書）及び株主（出資者）調書等） |
| 地域貢献 | 地域貢献 | <p>基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業：10点（登録企業であって申請日において長野県消防団協力事業書等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点）</p> | 自己申告（登録表示証の写し、表彰状の写し） |
| | 労働福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者：10点 ・ 基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用：10点 | 自己申告（雇用証明、身障者手帳等の写し） |

新客観点数の加点内容の改正についての補足説明

上限を経営事項審査総合評価値の25%とする

| 項目 | 加点内容 | 左記の補足内容 | 加点の考え方(提出書類) | |
|------------------|-------------|--|--|--|
| 工 事 成 績 | 工事成績評点 | <p>基準日直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」の3業種に係る工事成績平均点に応じ、次のとおり加(減)点する 加(減)点の対象業種は「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」業種のみとする。 加(減)点=(平均点-65点)×3.5</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平均点、加(減)点:小数点以下第1位四捨五入整数止めとする。 受注件数の多少は平均点算定上考慮しない。 | 県資料による(提出不要) |
| | 表彰等 | <p>基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。 表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点) 「土木一式」「とび土工コンクリート」「ほ装」業種のみ加点の対象とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国は大臣及び発注機関の長表彰、長野県は知事及び発注機関の長の表彰を対象とする。 個人表彰は、申請企業が在籍中の表彰であって、かつ、基準日においても当該企業に在籍している者に限り加点の対象とする。(国土交通大臣表彰の建設マスター等) 安全衛生表彰は、厚生労働大臣表彰並びに労働局長表彰等を対象とする。 市町村及び公益法人(公社・公団・施工業者等により組織されている公益法人等)による表彰は対象としない。 感謝状は加点の対象としない。 長野県若手技術者等所長表彰は対象としない。 | 自己申告(表彰状の写し) |
| 技 術 力 | 民間資格等 | <p>基準日において資格申請業種に、経審に反映されない技術者資格に対し当該資格の級に関係なく1点(上限30点)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 対象資格及び業種は別紙のとおりとする。 経審に反映されていない国家資格又は民間資格等が加点対象。 対象業種ごとに基準日において当該資格を有する技術者1名につき1点 一人で複数の当該資格を有している場合は資格の数だけ加点する。 雇用者側の資格も対象にする。(全国健康保険協会管掌健康保険又は組合管掌健康保険の被保険者若しくは正社員で他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。 契約社員、派遣社員、アルバイト、非常勤役員等は加点対象外。 | 自己申告(認定証等の写し) |
| | 指名停止・入札参加停止 | <p>基準日直前2年間における指名停止及び入札参加停止月数×(-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、経審総合評価値で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p> | 1ヶ月に満たない期間がある場合は、1ヶ月として算定する。 | 県資料による(資料提出不要) |
| | 新技術登録 | <p>基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p> | <ul style="list-style-type: none"> NETIS登録番号については、末尾のアルファベットが「V」は評価情報、「A」が申請情報。 提出資料としてコピーする画面の例示は以下のとおり 新技術・新工法活用支援事業 http://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/infra/kensetsu/gi_jutsu/shingijutsu/hyoka.html NETIS http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Search/NtDetail6.asp?REG_NO=CB-040071&TabType=2&nt=nt | 自己申告(技術名、登録番号、開発者(申請者)が分かるWEB画面の写し) |
| 経 営 意 欲 | 直営能力 | <p>基準日直前の事業年度における固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の残存価格500万円につき5点(上限25点) 「機械・運搬具」「工具器具・備品」の保有はリースも認める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 資格審査基準日の直前の事業年度終了の日を審査基準日とする貸借対照表の固定資産の内の合計額を算定基礎とする。 リースでの保有の場合(対象物件は別紙のとおりで基準日を含む2年以上の契約期間のもの)は、確認できる書類を提出すること。 | 自己申告(貸借対照表の写し、リースの場合はリース契約書、リース料残高を証する調書及びリース物件のパンフレット等) |
| | ISO等認証取得 | <ul style="list-style-type: none"> 基準日におけるISO9000又は14000シリーズの認証取得:それぞれ10点 基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点 基準日における産業廃棄物減量化・適正処理実践協定又は長野県産業廃棄物3R(減量化・適正処理)実践協定の締結者:10点 | <ul style="list-style-type: none"> ISO14000とエコアクション21等の両方取得の申請があった場合、重複加点はしない。 ISOの経審と新客観点数の重複加点は認める。 地域版環境プログラムは、「南信州いいむす21」以外に長野市の「ながのエコ・サークル」、塩尻市の「塩尻環境スタンダード」が該当。 | 自己申告(ISO、エコアクション等認証の写し。産廃実践協定は協定書の写し) |

| | | | |
|------|---|--|--|
| 労働環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前4年間に於ける新規卒業者の社員採用：5点（採用した社員に申請日において技術者（経験、資格の有無は問わない）がいる場合、更に+10点（上限15点）） ・基準日における主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用：5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得：15点 ・基準日における従業員100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定されている企業：10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績：5点（取得者に男性含む場合、更に+5点（上限10点）） ・申請日における「社員の子育て応援宣言！」の登録企業：3点 ・基準日を含む年度の前年度における建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業：5点 ・申請日における「個人住民税特別徴収」の実施企業又は次年度から実施する企業：10点 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規卒業者とは中学、高校、専門学校、大学、各種専修学校を対象とし、卒業後3年以内の者（就業経験の有無は問わない）とする。 ・主任技術者になりうる女性職員雇用とは、別添一覧表で対応する参加資格業種と資格を持った女性職員を雇用している場合、加点対象とする（当該女性が社長の場合は加点不可）。 ・一般事業主行動計画の策定に関しては、労働局に対し一般事業主行動計画策定届出を提出し受領された場合に加点対象とする（届出書に受付印が押印されたものを提出すること）。計画は継続されるべきものであるため、計画期間の切れていた間に基準日がある場合は加点対象外とする。 ・育児・介護休業取得で加点を行う場合は、育児・介護休業給付金関連で休業取得が確認できる書類を提出すること。 ・個人住民税特別徴収を既に実施している場合 「平成26年度（平成25年分）個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し又は「納入領収証書」（最新のもの）の写し 上記書類は複数市町村に特別徴収が該当する場合には主な市町村1部で可 ・平成27年度から個人住民税特別徴収を実施する場合 「平成27年度（平成26年分）給与支払報告書総括表」の写し（特別徴収人員が記載されたもの）に、市町村の受付印を得たもの 上記書類は複数市町村に特別徴収が該当する場合には主な市町村1部で可 | <p>自己申告（採用した職種の確認できる書類、卒業証明書（写）、職員調書、資格証（写）及び資格確認調書、計画策定届（写）及び就業規則、給付金関連書類（写）、活動証明（写））</p> <p>・平成27年度から個人住民税特別徴収を実施する場合の手続</p> <p>①「平成27年度（平成26年分）給与支払報告書総括表」（特別徴収人員の記載があるもの）の写しをあらかじめ用意する。</p> <p>②「平成27年度（平成26年分）給与支払報告書」を特別徴収を実施する市町村税務担当窓口へ提出する際に「特別徴収実施」を申し出て、①に市町村の受付印を押印してもらう。</p> |
| | 合併等 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前5年間に於いて、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合：50点（営業譲渡は除く） | <ul style="list-style-type: none"> ・親族企業の合併、営業譲渡、役員重複や一定の資本関係等同属的な関係があると認められる場合は対象外。 ・合併時経審を受審した場合は随時審査の対象となるので、合併期日が左記期間内であれば基準日以降の経審結果でもその内容を資格点数等に反映させる。 |
| 地域貢献 | <p>基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業：10点（登録企業であって申請日において長野県消防団協力事業書等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村により事業所認定基準の相違あり。 | 自己申告（登録表示証の写し、知事表彰状の写し又は受賞したことが分かるもの） |
| | 労働福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者：10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用：10点 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進に関する法律第43条の規定に基づく障がい者の雇用義務の生じる建設業者（50人以上）が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合に加点する。 ・上記以外（50人未満）の建設業者が基準日において障がい者を雇用している場合に加点する。 ・「障がい者」＝身体障がい：1～6級の手帳所持者（7級の場合は2つ以上の障害が重複する場合に6級認定される）、知的障がい：療育手帳所持者、精神障がい：精神保健福祉手帳所持者（例外的に精神科医師による診断（特定病名）で対象となる場合あり）。 ・「雇用」＝週30h以上（重度の場合は週20h以上）の雇用契約（実績ではダメ）。重度以外で週20h以上～30h未満の契約：0.5カウント。 （重度：身体障害1～2級、知的障害A1級。精神障害は「重度」の区分なし。） |

(別紙)

新客観点数として加点する民間資格等技術者一覧表

(経営事項審査に反映されない技術者資格)

| 資格名 | 根拠法令又は資格認定者等 | 対象業種 |
|--|--|--|
| 作業環境測定士 | 厚生労働大臣(作業環境測定法) | 全業種 |
| CALS/ECエキスパート | (財)日本建設情報総合センター(JACIC) | 全業種 |
| CALS/ECインストラクター | (財)日本建設情報総合センター(JACIC) | 全業種 |
| VEリーダー | (社)日本バリューエンジニアリング協会 | 全業種 |
| VEスペシャリスト | (社)日本バリューエンジニアリング協会 | 全業種 |
| CVS(Certified Value Specialist) | (社)日本バリューエンジニアリング協会 | 全業種 |
| SXF技術者 | 一般社団法人 オープンCADフォーマット評議会 | 全業種 |
| 測量士・測量士補 | 国土交通省国土地理院長(測量法) | 全業種 |
| 福祉住環境コーディネーター | 福祉住環境コーディネーター協会(東京商工会議所) | 全業種 |
| 臭気判定士 | 環境省・(社)におい・かおり環境協会 | 全業種 |
| 環境カウンセラー | 環境省・(財)日本環境協会 | 全業種 |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者 | (財)日本産業廃棄物処理振興センター | 全業種 |
| シックハウス診断士・診断士補 | NPOシックハウス診断士協会 | 建築一式、大工、内装仕上 |
| のり面施工管理技術者 | (社)全国特定法面保護協会 | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| 基礎施工士 | (社)日本基礎建設協会 | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| 火薬類取扱保安責任者 | 都道府県知事(火薬類取締法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| コンクリート橋架設等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| ずい道等の掘削等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| ずい道等の覆工作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート |
| プレストレストコンクリート技士 | (社)プレストレストコンクリート技術協会 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| 高圧室内作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| コンクリート主任技士・技士 | (社)日本コンクリート工学協会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| 推進工事技士 | (社)日本下水道管渠推進技術協会 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| 解体工事施工技士 | (社)全国解体工事業団体連合会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート |
| 石綿作業主任者技能講習修了者 | (財)労働安全衛生管理協会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート |
| 既製杭施工管理技士 | (社)コンクリートパイル建設技術協会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート |
| 地山の掘削又は土止め支保工作業主任者 【別々の資格】 (1人が両方所有の場合でも加点は1点) | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道 |
| 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 【1つの資格】 (上記地山又は土止めとの重複加点は行わない) | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道 |
| 型わく支保工の組立等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| 足場の組立等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は 酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第1種・第2種 酸素欠乏危険作業主任者技能講習) | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、とび・土工・コンクリート、さく井、電気、電気通信、 管、水道 |
| 地質調査技士 | (社)全国地質調査業協会連合会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 |
| 下水道排水設備工事責任技術者 | (財)長野県下水道公社、市町村長 | 土木一式、管、水道 |
| 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 建築一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物 |
| 木造建築物の組立て等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 建築一式、大工、屋根、板金、塗装、防水、左官 |
| コンクリート破砕器作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | とび・土工・コンクリート |
| 瓦屋根工事技士 | (社)全日本瓦工事業連盟 | 屋根 |
| 金属屋根工事技士 | (社)日本金属屋根協会 | 屋根 |
| 特種電気工事資格者 | 経済産業局長(電気工事士法) | 電気 |
| 給水装置工事主任技術者 | 厚生労働大臣(水道法) | 水道 |
| ガス溶接作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 管、鋼構造物 |
| ガス主任技術者 | 経済産業大臣(ガス事業法) | 管 |
| ガス工事士 | 新潟県ガス協会 等 | 管 |
| 内管工事士 | (社)日本ガス協会 | 管 |
| 空気調和・衛生工学会設備士 | (社)空気調和・衛生工学会会長 | 管 |
| 液化石油ガス設備士 | 都道府県知事(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律) | 管 |
| 浄化槽設備士 | 国土交通大臣、(財)浄化槽設備士センター | 管 |
| 下水道技術検定(第2種) | 日本下水道事業団 | 土木一式、管、水道 |
| 建築コンクリートブロック工事士 | (社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会 | タイル・れんが・ブロック |
| 鋼橋架設等作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 鋼構造物 |
| 舗装施工管理技術者(一級・二級) | (財)道路保全技術センター | 土木一式、舗装 |
| 電気通信主任技術者 | 総務大臣(電気通信事業法) | 電気通信 |
| 林業技士 | (社)日本森林技術協会 | 土木一式、造園 |
| ビオトープ施工管理士(一級・二級) | (財)日本生態系協会 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、造園 |
| 樹木医 | (財)日本緑化センター | 造園 |
| 街路樹剪定士 | (社)日本造園建設業協会 | 土木一式、造園 |
| 植栽基盤診断士及び診断士補 | (社)日本造園建設業協会 | 造園 |
| 有機溶剤作業主任者 | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 塗装 |
| 特定化学物質等作業主任者又は特定化学物 質及び四アルキル鉛等作業主任者(特定化学 物質作業主任者)(石綿作業主任者を含んでいる場 合は重複加点は行わない) | 建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、塗装、水 道 |
| コンクリート診断士 | (社)日本コンクリート工学会 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート |

(別紙)

新客観点数として加点する民間資格等技術者一覧表 (経営事項審査に反映されない技術者資格)

| 資格名 | 対象業種 (入札参加資格対象業種) | 氏名 | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 作業環境測定士 | 全業種 | | | | | | | | | | |
| CALS/ECエキスパート | 全業種 | | | | | | | | | | |
| CALS/ECインストラクター | 全業種 | | | | | | | | | | |
| VEリーダー | 全業種 | | | | | | | | | | |
| VEスペシャリスト | 全業種 | | | | | | | | | | |
| CVS (Certified Value Specialist) | 全業種 | | | | | | | | | | |
| SXF技術者 | 全業種 | | | | | | | | | | |
| 測量士・測量士補 | 全業種 | | | | | | | | | | |
| 福祉住環境コーディネーター | 全業種 | | | | | | | | | | |
| 臭気判定士 | 全業種 | | | | | | | | | | |
| 環境カウンセラー | 全業種 | | | | | | | | | | |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者 | 全業種 | | | | | | | | | | |
| シックハウス診断士・診断士補 | 建築一式、大工、内装仕上 | | | | | | | | | | |
| のり面施工管理技術者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 基礎施工士 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 火薬類取扱保安責任者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| コンクリート橋架設等作業主任者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| ずい道等の掘削等作業主任者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| ずい道等の覆工作業主任者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| プレストレストコンクリート技士 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| 高圧室内作業主任者 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| コンクリート主任技士・技士 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| コンクリート診断士 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 推進工事技士 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| 解体工事施工技士 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 石綿作業主任者技能講習修了者 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 既製杭施工管理技士 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 地山の掘削又は土止め支保工作業主任者 【別々の資格】 (1人が両方所有の場合でも加点は1点) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道 | | | | | | | | | | |
| 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 【1つの資格】 (上記地山又は土止めとの重複加点は行わない) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道 | | | | | | | | | | |
| 型わく支保工の組立等作業主任者 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| 足場の組立等作業主任者 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道 | | | | | | | | | | |
| コンクリート道の工作物の解体等作業主任者 | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第1種・第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習) | 土木一式、とび・土工・コンクリート、さく井、電気、電気通信、管、水道 | | | | | | | | | | |
| 地質調査技士 | 土木一式、建築一式、水道、とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 下水道排水設備工事責任技術者 | 土木一式、管、水道 | | | | | | | | | | |
| 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者 | 建築一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物 | | | | | | | | | | |
| 木造建築物の組立て等作業主任者 | 建築一式、大工、屋根、板金、塗装、防水、左官 | | | | | | | | | | |
| コンクリート破砕器作業主任者 | とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | |
| 瓦屋根工事技士 | 屋根 | | | | | | | | | | |
| 金属屋根工事技士 | 屋根 | | | | | | | | | | |
| 特種電気工事資格者 | 電気 | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事主任技術者 | 水道 | | | | | | | | | | |
| ガス溶接作業主任者 | 管、鋼構造物 | | | | | | | | | | |
| ガス主任技術者 | 管 | | | | | | | | | | |
| ガス工事士 | 管 | | | | | | | | | | |
| 内管工事士 | 管 | | | | | | | | | | |
| 空気調和・衛生工学会設備士 | 管 | | | | | | | | | | |
| 液化石油ガス設備士 | 管 | | | | | | | | | | |
| 浄化槽設備士 | 管 | | | | | | | | | | |
| 下水道技術検定(第2種) | 土木一式、管、水道 | | | | | | | | | | |
| 建築コンクリートブロック工事士 | タイル・れんが・ブロック | | | | | | | | | | |
| 鋼橋架設等作業主任者 | 鋼構造物 | | | | | | | | | | |
| 舗装施工管理技術者(一級・二級) | 土木一式、舗装 | | | | | | | | | | |
| 電気通信主任技術者 | 電気通信 | | | | | | | | | | |
| 林業技士 | 土木一式、造園 | | | | | | | | | | |
| ビオトープ施工管理士(一級・二級) | 土木一式、とび・土工・コンクリート、造園 | | | | | | | | | | |
| 樹木医 | 造園 | | | | | | | | | | |
| 街路樹剪定士 | 土木一式、造園 | | | | | | | | | | |
| 植栽基盤診断士及び診断士補 | 造園 | | | | | | | | | | |
| 有機溶剤作業主任者 | 塗装 | | | | | | | | | | |
| 特定化学物質等作業主任者又は特定化学物質及び四ア ルシ鉛等作業主任者(特定化学物質作業主任者) (石綿作業主任者を含んでいる場合は重複加点は行わ ない) | 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、塗装、 水道 | | | | | | | | | | |
| | | 総得点(上限30点) | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |

(別紙リスト)

リース契約対象機種一覧

- 1 油圧ショベル
- 2 ホイールローダー
- 3 バックホー
- 4 アスファルトフィニッシャー ほか 舗装機械
- 5 クレーン
- 6 ブルドーザー
- 7 油圧ブレーカー
- 8 ダンプトラック
- 9 フォークリフト
- 10 高所作業車
- 11 コンクリートカッター
- 12 振動ローラー
- 13 コンペアー
- 14 吹付機
- 15 溶接機
- 16 コンプレッサー
- 17 発動発電機
- 18 トータルステーション
- 19 光波測量機械
など

対象外 事務機器 ・ 乗用車

- * 対象機種は上記の重機及び土木建設に関連のある工具に限ります。
事務機器や乗用車は対象外です。
- * パンフレット等リース物件が確認できるものを添付してください。

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

| 建設工事の例示（建設省告示第350号） | 建設業の許可 | 業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載） |
|--|---------|--|
| <p>（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p> | 土木工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級又は2級建設機械施工技士 □ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） □ 技術士（建設部門） □ 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） □ 技術士（林業部門・選択科目「森林土木」） □ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）</p> |
| <p>（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p> | 建築工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） □ 1級又は2級建築士</p> |
| <p>◇大工工事 ◇型枠工事 ◇造作工事</p> | 大工工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体） □ 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 □ 技能検定1級の建築大工若しくは2級の建築大工に合格後、1年以上の実務経験者 □ 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 □ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者</p> |
| <p>◇とび工事 ◇ひき工事 ◇定場等仮設工事 ◇重量物の場重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ホーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇道路付属物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇（コンクリート造の型枠工事）</p> | とび・土工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級又は2級建設機械施工技士 □ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は業液注入） □ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） □ 技術士（建設部門・農業部門（農業土木）・林業部門（森林土木）・水産部門（水産土木）） □ 1級のとび・とび工、型枠施工、グラウト圧送施工、削土・削土外施工の技能検定合格者 □ 2級のとび・とび工技能検定に合格後1年以上実務経験を有する者 □ 2級の型枠施工、コンクリート圧送施工、削土・削土外施工の技能検定後1年以上実務経験を有する者 □ 地すべり防止工事士資格認定試験合格者で地すべり防止工事士として登録後1年以上の実務経験を要する者 □ 土工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る8年以上の実務経験を有する者</p> |
| <p>◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とき出し工事 ◇洗い出し工事</p> | 左官工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □ 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、1年以上の実務経験者</p> |
| <p>◇石積（張）工事 ◇コンクリートブロック積（張）工事</p> | 石工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） □ 1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） □ 技能検定1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格した者 □ 技能検定2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p> |
| <p>◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事</p> | 管工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級又は2級管工事施工管理技士 □ 技術士（機械部門・選択科目「流体機械」）若しくは「暖冷房及び冷凍機械」 □ 技術士（水道部門） □ 技術士（衛生工部門） □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体機械」）若しくは「暖冷房及び冷凍機械」 □ 技能検定1級の配管（選択科目「建設配管作業」、空調設備配管、給排水衛生設備配管、配管工に合格した者 □ 技能検定2級の配管、空調設備配管、給排水衛生設備配管、配管工に合格後1年以上の実務経験を有する者 □ 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有することになった後、1年以上の実務経験を有する者 □ 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、1年以上の実務経験を有する者 □ 1級計装士審査に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p> |
| <p>◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事</p> | 鋼構造物工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） □ 1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技士（躯体） □ 1級建築士 □ 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） □ 技能検定1級の鉄工（製鋼作業又は構造物鉄工作業）又は製鋼に合格した者 □ 技能検定2級の鉄工又は製鋼に合格後1年以上の実務経験を有する者</p> |
| <p>◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事</p> | 鉄筋工事業 | <p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 □ 10年以上の実務経験 □ 1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技士（躯体） □ 技能検定1級の鉄筋組立に合格した者 □ 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋施工固作作業）に合格した者 □ 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した者 □ 技能検定の鉄筋施工（鉄筋施工固作作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 □ 技能検定の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 □ 技能検定2級の鉄筋組立に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p> |

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

| 建設工事の例示（建設省告示第350号） | 建設業の許可 | 業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載） |
|--|-----------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事 | 舗装工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） <input type="checkbox"/>1級又は2級建設機械施工技士 <input type="checkbox"/>技術士（建設部門） |
| ◇屋根ふき工事 | 屋根工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>1級又は2級建築士 <input type="checkbox"/>技能検定1級の板金（選択科目「建築板金作業」）、建築板金、板金工（選択科目「建築板金作業」） <input type="checkbox"/>からわぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事に1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/>建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事 | 電気工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級電気工事施工管理又は2級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/>技術士（電気・電子部門、建設部門） <input type="checkbox"/>技術士（総合技術監理部門（電気・電子部門・建設部門）） <input type="checkbox"/>第1種電気工事士 <input type="checkbox"/>第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上 <input type="checkbox"/>第1種、第2種電気主任技術者 <input type="checkbox"/>第3種電気主任技術者免状の交付後、実務経験5年以上 <input type="checkbox"/>建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することになった後電気工事に1年以上実務経験を有する者 <input type="checkbox"/>（社）日本計装工業会の行う1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事 | タイル・レンガ・ブロック工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） <input type="checkbox"/>1級又は2級建築士 <input type="checkbox"/>技能検定1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築工に合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定のれんが積み、コンクリート積みブロックに合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築工に合格後、1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事 | 板金工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>技能検定1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金 <input type="checkbox"/>技能検定2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金、板金工合格後、1年以上の実務経験を有する者 |
| ◇ガラス加工取付工事 | ガラス工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>技能検定1級のガラス施工に合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定2級のガラス施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/>建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者のうちガラス工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事 | 塗装工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>技能検定1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、路面標示施工に合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 |
| ◇浚渫工事 | 浚渫工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） <input type="checkbox"/>技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） <input type="checkbox"/>技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」） <input type="checkbox"/>土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事 | 防水工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>技能検定1級の防水施工に合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定2級の防水施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/>建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者のうち防水工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事 | 内装仕上工事業 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/>10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/>1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/>1級又は2級建築士 <input type="checkbox"/>技能検定1級の量製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工に合格した者 <input type="checkbox"/>技能検定2級の量製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/>建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者のうち内装仕上工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者 |

建設工事の例示及び建設業の許可並びに主任技術者の資格一覧表

| 建設工事の例示（建設省告示第350号） | 建設業の許可 | 業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載） |
|---|----------|--|
| ◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃機発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事 | 機械器具設置工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（機械部門） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」） |
| ◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事 | 熱絶縁工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/> 技能検定1級の熱絶縁施工に合格した者 <input type="checkbox"/> 技能検定2級の熱絶縁施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 建築工事及び熱絶縁工事に係る建設工事に、12年以上の実務経験を有する者のうち熱絶縁工事に係る建設工事に、8年以上の実務経験を有する者 |
| ◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事 | 電気通信工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（電気・電子部門） |
| ◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 | 造園工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級又は2級造園施工管理技士 <input type="checkbox"/> 技術士（建設部門） <input type="checkbox"/> 技術士（林業部門・選択科目「林業又は森林土木」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」） <input type="checkbox"/> 技能検定1級の造園に合格した者 <input type="checkbox"/> 技能検定2級の造園に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 |
| ◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事 | さく井工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） <input type="checkbox"/> 技能検定1級のさく井に合格した者 <input type="checkbox"/> 技能検定2級のさく井に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 <input type="checkbox"/> 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者 |
| ◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事 | 建具工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） <input type="checkbox"/> 技能検定1級の木工（選択科目「建具製作作業」）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した者 <input type="checkbox"/> 技能検定2級の木工、建具製作、建具工カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 |
| ◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事 | 水道施設工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） <input type="checkbox"/> 技術士（水道部門） <input type="checkbox"/> 技術士（衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」） <input type="checkbox"/> 土木工事及び水道施設工事に係る建設工事に、12年以上の実務経験を有する者のうち水道施設工事に係る建設工事に、8年以上の実務経験を有する者 |
| ◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 | 消防施設工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 |
| ◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事 | 清掃施設工事 | <input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物処理」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物処理」） |

| 指定学科 | 業種分類 |
|---------|--|
| 土木工学 | ◇土木工事 ◇舗装工事 ◇左官工事 ◇とび・土工工事 ◇石工事 ◇屋根工事 ◇タイル・レンガ・ブロック工事 ◇塗装工事 ◇鋼構造物工事 ◇鉄筋工事 ◇管工事 ◇水道工事 ◇清掃工事 ◇浚渫工事 ◇防水工事 ◇熱絶縁工事 ◇造園工事 ◇さく井工事 |
| 都市工学 | ◇土木工事 ◇舗装工事 ◇建築工事 ◇大工工事 ◇ガラス工事 ◇内装仕上工事 ◇管工事 ◇水道工事 ◇清掃工事 ◇造園工事 |
| 衛生工学 | ◇土木工事 ◇舗装工事 ◇管工事 ◇水道工事 ◇清掃工事 ◇さく井工事 |
| 交通工学 | ◇土木工事 ◇舗装工事 |
| 建築学 | ◇左官工事 ◇とび・土工工事 ◇石工事 ◇屋根工事 ◇タイル・レンガ・ブロック工事 ◇塗装工事 ◇鋼構造物工事 ◇鉄筋工事 ◇建築工事 ◇大工工事 ◇ガラス工事 ◇内装仕上工事 ◇管工事 ◇水道工事 ◇清掃工事 ◇器具器具工事 ◇消防工事 ◇熱絶縁工事 ◇造園工事 ◇建具工事 |
| 機械工学 | ◇鋼構造物工事 ◇鉄筋工事 ◇器具器具工事 ◇消防工事 ◇さく井工事 ◇建具工事 |
| 電気・電子工学 | ◇電気工事 ◇電気通信工事 ◇機械器具工事 ◇消防工事 |
| 電気通信工学 | ◇電気工事 ◇電気通信工事 |
| 鉱山学 | ◇さく井工事 |

(注) 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）
 (注) 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。